

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託に係る総合評価競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。本入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価競争入札）である。

令和 8 年 7 月 16 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- （１）業務の名称 京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託
- （２）業務の仕様等 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに
- （３）委託期間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金曜）まで

2 契約条項を示す場所等

- （１）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部交通政策課
電話 075-414-4361 FAX 075-414-5183
メールアドレス kotsu@pref.kyoto.lg.jp

- （２）入札説明書等の交付期間

ア 配布期間：令和 8 年 7 月 16 日（木曜）～令和 8 年 7 月 31 日（金曜）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ（京都府建設交通部交通政策課ホームページ）からダウンロードできる。

- （３）入札説明会 実施しない

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- （１）次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当す

る者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（ア） 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（２） 参加表明書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていない者であること。

（３） 令和８年度「測量等業務指名競争入札参加資格者名簿」の「都市計画及び地方計画」に登録され、競争入札参加者の資格を得ており、建設コンサルタント登録規定（都市計画及び地方計画部門）による登録を受けている者であること。

５ 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該入札説明書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札説明書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

（１） 質疑書

ア 受付期間：公告開始日～令和８年７月２４日（金曜）午後５時必着

イ 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより２（１）に提出の上、電話で着信確認を行うこと。

ウ 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

（ア） 件名は「京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託に関する質問」とすること。

（イ） 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（ウ） 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（２） 回答書

ア 回答日時：令和８年７月２８日（火曜）

イ 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ（京都府建設交通部交通政策課ホームページ）に掲示し、個別には回答しない。

ウ 質疑及び回答書は、仕様の一部として入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものとして入札を行う。

６ 企画提案書の提出方法等

（１） 提出方法

２（１）に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。

（２） 提出期限

令和８年７月３１日（金曜） 午後５時まで

(3) 様式及び提出書類

ア 参加表明書（別紙様式 1）

イ 企画提案書

※ 提出する企画提案書の作成方法は入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※ 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

※ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申請者が負う。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 8 月 19 日（水曜） 午前 10 時 00 分

イ 場所 京都府建設交通部会議室

(2) 入札の方法

入札書は別紙様式 2 により作成の上、持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（7（1）イの場所に提出するまでをいう。）は、入札を辞退できる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札書に記載する金額

ア 入札書には、1（2）に示す事業全体に係る金額を記載すること。

イ 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、（1）に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は 1 回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において不着又は辞退となった者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

(7) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

エ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

オ 落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札

(8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）で

あって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とする。評価値が最も高いものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約の締結

要する。

10 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 その他

（1）1から11までに定めるもののほか、規則に定めるところによる。

（2）落札者決定基準の詳細は、別紙「京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託落札者決定基準」及び別表による。

（3）企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足できないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。

（4）詳細は、入札説明書による。